

自然災害に関連するトラブルには、 誰でも巻き込まれる可能性があります！

ご注意

◇様々なタイプのトラブルがあることを知みましょう◇

アパートが水浸しで住めないけど、
住めない期間の家賃も支払わなければ
ならないんですか？



○ワンポイントアドバイス○
災害により、**通常に住むことができない**
場合は、改めて住めるようになるまでの
間の**家賃を支払う必要はありません。**

頼んでもいないのに業者がやって来て、
「災害で壊れた屋根、早く工事しないと大変なことになりますよ！」
と何度も誘われるうちに心配になってきた・・・
また、暴風雨が原因でも全て火災保険の保険金が使えて
自己負担ゼロになるって言っていたけれど、本当？？



○ワンポイントアドバイス○

何度も勧誘されると不安になってしまいますが、**急いで決断しない**ことが大事。

複数の業者から見積もりをとる・いったん周りの人に相談してみるのがポイントです。

また、保険による補償の対象となるかは、**保険契約の内容によります。**契約書を確認して、**保険会社に問い合わせ**ましょう。

「災害支援センターの者です。
義援金を集めています。」
と言われたけど、信頼していい？

義援金は、募集している団体の活動や使い道をよく確認して、
納得した上で寄付しましょう。指定された振込先が、確かにその団体の
正規の口座かを確認することも大事です。

○ワンポイントアドバイス○

**行政機関が来訪や電話で義援金を求める
ことはありません。**また、不審な話には応じ
ないようにしましょう。

災害に関連する主な相談例とアドバイスは、消費者庁ウェブサイトへ。

【URL】<http://www.caa.go.jp/disaster/>

消費者庁 災害関連情報

検索

◇大変なときこそ、**すぐに決めないで慎重に！**◇

こんなときどうすればいい？と迷ったとき、不安なときは、

消費者ホットライン188

に電話を！

最寄りの消費生活センターにつながるよ。
泣き寝入りは超いやや！！



消費者庁 消費者ホットライン188
イメージキャラクター イヤヤン



消費者教育推進大使もずやん
©2014大阪府もずやん

契約してしまった後でも、
クーリング・オフしたり、他の理由で
取り消したりできることもあるから、
消費生活センターに相談してな！



大阪府消費生活センター